

1 めざす学校像

生徒の「社会を生き抜く力」を育み、地域に生きる学校づくり —活気ある生徒の育成—

生徒が学びと努力の積み重ねの大切さに気づき、社会の一員として地域社会に貢献する意識にめざめる教育を、全日制総合学科として実践する。

2 学校教育活動の方針

1 学習指導の方針

- ・「基本的な生活習慣を確立」させて、基礎学力の充実と学ぶ意欲の向上に向け、授業力の改善に取組む。
- ・「規範意識の醸成」に努めて、授業規律の確立と順守を徹底し、学びの習慣の大切さに気づかせていく。
- ・本校生徒の現状をしっかりと把握し「わかる、楽しい、魅力ある」授業の創造と実践に努める。
- ・生徒一人ひとりが、望んだ進路目標に到達できるように「学ぶこと、働くこと、自分らしく生きること」の大切さを理解させ、自己肯定感や勤労観・職業観を育むことができるよう、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育・進路指導を推進する。

2 特別活動の方針

- ・クラスマッチ・文化祭など学校行事が、教員主導型から生徒の自主的活動（生徒会など）を中心としたものになるよう改善を図る。
- ・部活動においては、新入生歓迎オリエンテーションにおけるクラブ紹介などを通して新入部員の確保に努め、試合や発表会に積極的な参加を通じて、部の活性化を図る。
- ・社会の一員として他人のために役立つという意識の育成に向け、地域における活動やボランティア活動への参加を奨励する。
- ・地域イベントに生徒を積極的に参加させ、成果の発表を通じて自己肯定感や自尊感情を高める体験をさせる。

3 道徳教育および生徒指導の方針

① 道徳教育

- ・社会のルールや約束を守り、人の立場に立った考え方を持ち、行動することはとても大切なことである。しかし、人間はともすれば自己中心的な考え方や行動をしてしまう。それを戒め、改めるために道徳教育は重要な役割を果たしている。しかしながら、今までの道徳教育は、「人はこうあるべきである」と言うように、押しつけ的な教育に偏り、観念的には理解できても、心の底から理解されていない。
平成21年度から大阪府の「志学」の研究に取り組んだ結果、「産業社会と人間」「総合的な学習の時間」などで、生徒が社会のルールや約束を守り、人の立場に立った考え方や行動を常に意識して生活が送れるような資質を身につけさせる授業を行っている。

② 生徒指導

- ・生活規律に乱れのある生徒に対しては、厳しく寄り添い、共感的理解を示しながら接して、生徒自らの自覚を促す指導を、生徒との信頼関係構築の中で粘り強く行う。
- ・生徒の「基本的生活習慣の確立」と「規範意識の醸成」を最重点目標とする。
そのため、生徒指導部は学級担任、教科担当等と緊密な連携を保つとともに、決定事項に対しては全教職員一致した指導体制がとれるように留意する。

4 進路指導の方針

- ・生徒が自己的進路を主体的に選択し、将来にわたって自己実現をはかる目的とした計画をたて、三年間を見通したキャリア教育（職業観・勤労観を養い、将来的の自分の生き方について展望を持つための働きかけ）を積極的に進める。
教科学習はもとより、「総合的な学習の時間」、ホームルーム活動などあらゆる教育活動が生徒自身の自己発見の機会となるようにする。
- ・進路希望調査を実施し、進路希望に応じた豊富で適切な情報を提供し、さらに適性検査等をとり入れて、自己の適性や能力を発見させるように努める。
- ・進学・就職に際してその過程で生徒が社会的差別を受けることがないように指導し、入社試験・入学試験の事後は受験報告書を提出させる。
- ・学校、職場におけるコミュニケーション（情報伝達）の重要性への気づきから、生涯にわたる学びの大切さ、表現力の大切さに気づかせる。
- ・最近、学校推薦や就職すること自体を拒否する傾向が顕著に見られるが、自己の進路や人間としての生き方を考えさせる指導をより粘り強く続ける必要がある。

又、安易に離職する傾向もあり、その面での適切な進路指導を工夫する。

5 人権尊重の方針

人間尊重の精神に徹し、人権教育の推進を積極的に進める。

差別の問題を単なる知識のレベルにとどめることなく、これまで培ってきた生徒に寄り添い人間として尊重していく共感理解の上に立った生徒指導をさらに深め、地域とのつながりを広げながら生徒の誇りを育成する。

「総合的な学習の時間」「ホームルーム」で人権教育の徹底を期し、特に3年生は就職用統一用紙の制定意義を重点に、就職差別を許さない姿勢づくりを推進する。また、社会とのつながりの場を積極的に持つように努め、他人の立場を理解し人の痛みを思いやれる優しさを持った人権意識を育てる。

6 健康管理と指導の方針

- (1) 健康管理 生徒の健康状態、体力、運動能力の実態を把握し、適切な措置と個人指導の徹底を図り、自己管理ができるようにする。
- (2) 環境管理 校舎内外の美化、清掃の徹底を図る。
- (3) 安全管理 施設・設備の点検、改善に努め、事故の防止を図る。

①学校保健計画

- ・健康診断の結果にもとづく実態の把握と適切な事後措置を行う。特に、配慮を要する生徒の周知徹底をはかり、要注意者、要管理者に対しては、家庭、学校、学校医、医療機関相互の連絡を密にし、適切な措置をする。
- ・学校生活を通して、生徒の自主的な保健活動の必要性を認識させ、自ら健康生活を実践する習慣、態度を培うため、生徒保健委員会の活動を促し、指導する。
- ・教育相談委員会と保健室・学年との連携を密にし、悩みを持つ生徒の把握に努めるとともに、適切な対応・助言をおこなう。
- ・薬物、性感染症、エイズに対する正しい知識を身につけさせ予防に努める。
- ・HIV やエイズに関するいたずらな不安や偏見を払拭するよう積極的に指導する。
- ・清掃を重視し、清掃後の点検を必ず励行する。また、計画的に大清掃を実施する。

②学校安全計画

- ・学校安全委員会において学校安全計画を作成し、警察署や消防署等の関係機関や

- 保護者・地域住民等と連携して、生徒の安全対策の推進に努める。
- ・生命の尊重、安全についての認識を深め、日常生活において安全に留意する態度、習慣を身につけるよう安全学習及び実践的な指導を行う。
 - ・日常の巡視、施設・設備の安全点検を行い、危険箇所の早期発見、改善により事故防止につとめる。
 - ・火災・地震等の災害発生時、速やかに安全な場所に退避できるように防災訓練計画に従って避難訓練を行う。

7 学校組織の運営方針

様々な課題を抱えた本校の生徒の実態を踏まえ、全教職員の共通理解と学年次団、系列等の組織的活動の強化を図りながら課題解決に臨むとともに、教職員自らが常に教育者としての自覚と高い指導力を備えるよう研修に励み、自己の意識改革と指導力向上をめざす。

すべての生徒は、計り知れない能力や可能性を秘めている。これらの能力を如何に引き出し、伸ばすかが、教育現場に課された課題である。

その意味で高校生活は大人になるための最後の教育の場所である。

本校では、生徒の現状を踏まえ、すべての生徒に規範意識の醸成と基本的生活習慣を身につけさせることを基本にして、学習活動に取り組む。

さらに、わかる授業の展開や、すべての教育活動を通じて成功体験を多く積ませ、自尊感情を育成することにより、何事にも前向きに取り組む姿勢や向上心を育む教育を推進する。

また、「他者との違い」を豊かさにして、“共に生きる”姿勢は、良き社会人として欠かせない資質であり、あらゆる機会を活用して指導する。そして、学校生活は生徒や教職員が安全・安心に過ごせる環境が必要であることから、施設整備の管理や心身の健康管理に取り組む。

8 教職員の研修の方針・研修計画

- ・近年、新任教員が増加している状況の中で、本校の築きあげてきた取り組みを継承発展していくために、あらゆる実践の場面を通じて研修をしていく。
- ・本校の生徒の置かれている困難な状況を解決するのは、全教職員の一致した指導体制を確立する以外に方法はない。
あらゆる機会を利用して一致協力の気運を醸成する。

- ・職員会議、教科・系列会議、各学年次会議、各部部会等を通じて学習指導、生徒指導、人権教育、保健安全指導等について実際に即した事項を研修する。
- ・生徒による授業評価を実施し授業改善に取り組む

3 本年度重点のとなる教育目標・計画

(1) 本年度の教育目標

基本的生活習慣の確立をめざし、生徒の自主的な教育活動への参加を推進する。生徒が望ましい生活習慣を身につけ、規律正しい学校生活を営むよう生徒一人ひとりの生活状況を組織的に的確に把握し、共通理解を深めながら、指導の徹底を図る。

また、学校生活の中でから、いじめや差別事象について、しっかりと観察し、早期解決に努めるとともにクラス活動、部活動、クラスマッチ、文化祭などの行事に楽しく主体的に取り組ますことを通じて、生徒相互の連帯感を育てる。各行事で生徒が活躍できる機会を多く与え、また、活躍できるよう全教職員が協力して支える。

(2) 本年度の具体的な取り組み

1 学習指導等

- ・多様な生活背景を持つ生徒について個々の能力、適性を正しく把握することに努め、それを基に指導内容を精選し、適切な指導方法の確立に努める。
- ・学習到達度の低い生徒に対しては、創意・工夫しながら充実した学習指導を行ない、基礎学力補充講座の開設に努めるとともに、学習到達度の高い生徒に向けては自主的に学習する習慣を身に付けることを中心としたアドバンス講座の開設に努める。
- ・生徒一人ひとりが望んだ進路目標に到達できるよう学習指導を行う。資格検定など積極的に取り組ませる。

2 生徒指導等

①個別指導計画

- (1) 出身中学校との連絡を密にし、指導の参考とする。
- (2) 家庭との連絡を密にし、問題行動の予防と早期発見につとめる。
- (3) 外部機関とも連絡を密にし、情報収集を図るとともに、問題生徒への適切な助言を求める。

②集団指導計画

- (1) 校内・外の巡回指導を積極的に実施するとともに、毎日の遅刻・出欠状況、問題行動を的確に把握し、迅速な事前・事後指導を行うなど、基本的生活習慣が身につくための条件を整える。
- (2) 登・下校時や校内の当番で「声かけ」や「挨拶」を励行しながら、お互いの人格の尊重を自覚させるとともに、仲間意識の高揚に努める。
- (3) 生徒の学校生活に対する関心を深めさせるとともに、ホームルーム、生徒会活動、学校行事などさまざまな集団活動を通じて集団の中での個人の役割を自覚させる。

③教育相談

- (1) 教育相談委員会は、保健室・学年次団、担任との連携を密にし、悩みを持つ生徒の把握に努めるとともに、適切な対応・助言をおこなう。
- (2) 日常の学校生活に不安や困難を感じる生徒の支援は、担任、学年団、生徒指導部、保健室と連携し、SCの意見を参考にしながら取り組む。
- (3) 生徒への対応方針は、保護者との信頼関係を築きながら、小中学校、病院などから情報を入手し、あるいは支援学校の連携を図りながら該当生徒の理解を深め支援する。
- (4) ケース会議や事例検討会をおこない、情報を共有しながら、教育相談について教職員の知識や技量の増進を図る。

3 学校運営等

- (1) 中学校訪問・学校説明会・公開授業
 - ・中学校と連携しクラス分けや個別指導に活用する。
 - ・中学生体験授業を行い、本校の特色や教育目標を伝える。
 - ・教育委員会・学区・本校独自の学校説明会を行い広報する。
 - ・開かれた学校をめざし、保護者授業参観や授業見学交流を企画する。
- (2) HPなど広報活動の充実
 - ・HPを毎月更新し、情報提供する。
- (3) 教育環境の整備
 - ・老朽化した施設の改修・改善をおこなう。
- (4) 教職員研修の充実
 - ・生徒指導や人権教育、教育相談などの講演や講座を開催し研鑽を積む。

(5) 各科・分掌など年度末総括の活用

- ・総括で検討した課題を次年度で取り組み、解決する方策を探求する。

(6) 全日制総合学科に向けた取り組み

- ・学年制に対応するカリキュラム、時間割、学期など検討する。